年金払い退職給付に係る財政状況（平成29年度末）
及び財政再計算結果について

地方公務員共済組合連合会

Ⅰ．財政検証について

当連合会では、年金払い退職給付制度に係る財政状況の確認作業として、毎年、国共済と地共済を合計した額について、年度末に積み立てておくべき金額(積立基準額)と実際の積立金額の比較を行っています。これを「財政検証」と呼びます。

この度、平成29年度末の財政検証を実施した結果、国共済と地共済を合計した剰余の額は約109億円となりました。

なお、詳細については以下のとおりとなっています。

１　平成29年度末の年金財政状況

年金払い退職給付制度の年金財政方式は、将来の給付に要する費用を事前に積み立てておき、積み立てた資金から年金を支給する方式となっています。年金払い退職給付制度の積立状況を把握するため、当連合会では、毎年、「財政検証」を実施しています。

その結果は以下のとおりです。

（単位：億円）

区分	国共済＋地共済	国共済	地共済
積立基準額　　A	9,464	2,583	6,881
積立金（簿価ベース）　　B	9,573	2,701	6,872
剰余または不足　　C＝（B－A）	＋109	＋119	△10

（注）「＋」は剰余を、「△」は不足を表しています。

「積立基準額」は平成29年度末に積み立てておくべき金額であり、国共済が2,583億円、地共済が6,881億円、合計で9,464億円となっています。一方、実際の「積立金」は簿価ベースで国共済が2,701億円、地共済は6,872億円、合計で9,573億円でした。

積立金から積立基準額を差し引いた結果、国共済が119億円の剰余、地共済が10億円の不足、合計で109億円の剰余となりました。

なお、現在、地共済で計上されている不足については、将来、制度が成熟することにより発生する剰余等により解消される見通しとなっています。

２　国共済と地共済との間の財政調整の実施

年金払い退職給付制度では、国共済と地共済の間で財政調整を行うこととなっています。具体的には、財政状態が剰余の共済から不足の共済に対し、その不足額の５分の１（ただし、剰余の共済の剰余額を限度とする。）を拠出することとされています。

平成29年度末においては、国共済が119億円の「剰余」、地共済が10億円の「不足」の状態であったため、平成31年度中に、国共済から地共済へ、平成29年度分の精算額として、地共済の不足額 約10億円の５分の１の約２億円が拠出される予定です。

Ⅱ　財政再計算について

当連合会では、平成 31 年 4 月から適用される年金払い退職給付制度に係る保険料率を算定するための財政再計算を実施しました。

その結果、年金払い退職給付に係る保険料率は 1.5%（このうち組合員負担分は 0.75%）となり、現行の率と変わらないこととなりました。

なお、詳細については、以下のとおりとなっています。

1　財政再計算結果

年金払い退職給付制度では、少なくとも５年に一度、財政再計算を実施することとされています。

また、平成 27 年 10 月に年金払い退職給付制度が導入されてから初めての財政再計算は、平成 30 年度までに実施することになっており、今回がこれに該当します。

今回の財政再計算では、平成 31 年４月から適用される保険料率の算定を行いました。

年金払い退職給付制度の財政方式は、財政再計算においては、将来の年金給付費等の現価（注１）から積立金を控除した額を今後の保険料で負担する方式となっています。

したがって、将来の年金給付等の現価から積立金を控除した額が、保険料収入の現価と一致するように保険料率を決定することになりますので、保険料率は、

保険料率＝（将来の年金給付費等の現価－積立金）÷標準報酬等の現価

という計算式により求められます。

この計算式に基づき、保険料率を計算した結果、次のとおりとなりました。

（注１）現価とは、年金給付費等や保険料収入などを、将来に向けて想定される予定利率を使用して割引計算を行い、現在価値に換算したものです。

≪保険料率の計算結果≫

（金額単位：億円）

区　　分		金額（注２）及び率
将来の年金給付費等の現価	A	73,776
積立金	B	9,573
標準報酬等の現価	C	4,287,502
保険料率（注３）	D＝（A－B）÷C	1.50%
掛金率	E＝D÷２	0.75%

現行の率と同じ

（注２）年金払い退職給付に係る財政再計算は、国共済と地共済を合計した額で実施します。したがって、この金額は両共済を合計した額となっています。

（注３）Dの保険料率は、地方公務員等共済組合法運用方針の規定により、％単位で小数点以下第２位未満の端数を切り上げた結果となっています。

２　国共済と地共済との間の財政調整の実施

前記Ⅰ．２で説明したとおり、年金払い退職給付制度では、国共済と地共済の間で財政調整を行うこととなっていますが、拠出する年度の年度末の積立基準額及び積立金により額が決定されるため、概算払いを実施し、翌々年度において精算を実施することとなっています。

このうち、概算額（概算財政調整拠出金）については、総務省通知により財政再計算を行う場合において、5年間分（今回は平成31年度から平成35年度まで）の金額を財政再計算の結果を使用して計算することとなっています。

具体的には、財政再計算結果に基づく保険料率等を用いて計算した積立基準額が、国共済が2,585億円、地共済が6,879億円となり、積立金の額からこの積立基準額を差し引いた結果、国共済が117億円の「剰余」、地共済が約8億円の「不足」となりました。

このため、国共済から地共済へ、地共済の不足額 約8億円の5分の1の約2億円が、平成31年度から平成35年度までの間、概算財政調整拠出金として毎年拠出される予定です。

≪平成31年度から平成35年度までの概算財政調整拠出金≫

（単位：億円）

区分		国共済	地共済
積立基準額【財政再計算終了後】	A	2,585	6,879
積立金（簿価ベース）	B	2,701	6,872
剰余または不足	C＝（B－A）	＋117	△8
C÷５（不足のみ）	D	－	△2
１年あたり概算財政調整拠出金		2の拠出	2の受入れ

（注１）積立基準額は、財政調整拠出金の精算額（前記Ⅰ．２）の2億円を考慮している等の理由により、前記Ⅰ．の財政検証時と異なっています。

（注２）「＋」は剰余を、「△」は不足を表しています。

≪平成31年度の金額≫

前述のとおり、平成31年度から平成35年度までの概算財政調整拠出金は、1年あたり約2億円を国共済から地共済へ拠出することとなります。

そのため、平成31年度においては、前記Ⅰ．２の精算額と合算して、国共済から地共済へ約3億円(注)が拠出される予定です。

（注）端数の関係で合計は一致していません。